

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税の事業者免税点制度の改正

Q: 消費税の小規模事業者に係る納税義務の免除の制度が改正されたそうですが、どのように改正されたのでしょうか。

A: 消費税においては、基準期間（個人事業者はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度）における課税売上高（税抜売上高）が3,000万円以下の事業者は納税義務が免除されていました。

この度の改正により、資本又は出資の金額が1,000万円以上の新設法人は、設立から2年間は納税義務を免除しないこととなりました。

この改正は、原則として平成9年4月1日以降に新設される法人が対象となりますが株式会社の最低資本金制度の実施により、平成9年4月1日以降に新設される株式会社は全て設立から2年間は消費税の納税義務を負うこととなります。第三期以降の納税義務については、基準期間の課税売上高で判定することとなります。例えば、平成9年4月1日の設立法人の場合、課税売上高が3,000万円以下であれば、設立第一・二期は課税事業者になり三期目については免税事業者になります。

平成9年4月1日以前に設立された法人であっても平成9年4月1日以後に開始する事業年度が設立第二期目に該当する場合には、その第二期目については免税事業者から除外されます。

